

鎌倉国宝館基本的運営方針

1 鎌倉国宝館基本的運営方針策定にあたって

(1) 鎌倉国宝館の概要と特色

鎌倉国宝館は、大正12年の関東大震災において、鎌倉の歴史ある多くの社寺が倒壊し、貴重な文化財が失われたため、不時の災害から由緒ある文化財を保護し、あわせて鎌倉を訪れる方々がこれらの文化財を容易に拝観・見学できるよう、一堂に展示する施設として昭和3年4月3日に開館した歴史・美術博物館である。

「鎌倉国宝館」の名称は、設立当時施行されていた古社寺保存法や、この法を受け継いだ国宝保存法に規定される「国宝」を多数所蔵していたことに由来するものである。その後、文化財保護法の施行（昭和25年）により、「国宝」の規定が大きく変わり、当時の「国宝」の多くが「重要文化財」に変更となり現在に至っている。

なお、鎌倉国宝館は昭和3年に鎌倉町によって設立されたが、昭和14年の市制施行後は鎌倉市によって運営される公立博物館となっている。また博物館法第2条に基づく登録博物館で、文化財保護法第53条による公開承認施設でもある。

設立時の基本方針は現在も引き継いでおり、鎌倉市が所有する文化財はもとより、鎌倉市域や近隣の社寺から寄託されたさまざまな文化財について、良好な環境の下で安全に保管するとともに、平常展や年数回の特別展において、広く公開している。

さらに、鎌倉の文化財を総合的に調査し、その成果を特別展の図録や、『鎌倉国宝館図録』・『鎌倉志料』等として刊行するとともに、列品解説、「国宝館友の会」の活動支援、講演会等を実施するなど、鎌倉の歴史・文化の調査・研究や普及活動に努めている。

昭和49年には財団法人氏家浮世絵コレクションが館内に設立され、同財団の活動支援も行っている。

(2) 方針策定の背景

平成20年6月に博物館法が改正され、それを受け同法第8条の規定に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）が告示された。

この基準は、博物館の健全な発達を図ることを目的とし、そこでは、博物館はこの基準に基づき博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとするとの趣旨が明記されている。

そして第3条第1項では、博物館は「基本的運営方針」を策定し、公表するよう努めるものとすると定められている。

このような法改正を受けて、鎌倉国宝館は今後ともよりよい博物館運営を目指すために鎌倉国宝館基本的運営方針（以下「運営方針」という。）を定め、館の諸活動の目的を明確にする。

（3）上位計画における位置づけ

運営方針は、第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画ならびに鎌倉国宝館条例にうたわれている趣旨を踏まえ、その機能を十分に生かすものとする。

まず総合計画では、鎌倉国宝館に係る方針として、2点をあげている。

- ・「第2章 歴史を継承し、文化を創造するまち」の歴史環境分野
「文化財の保存、調査・研究、情報の充実」
- ・「第4章 健やかで心豊かに暮らせるまち」の生涯学習分野
「多様な学習機会の提供と学習成果の活用」

また鎌倉国宝館条例は第3条で、「国宝館は、美術、歴史、考古学等に関する博物館資料を収集し、受託し、保管し、及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。」と定めている。

本運営方針については、これらの上位計画ならびに法の変更等に際して、必要に応じ見直しを行うことも視野に入れつつ、鎌倉国宝館のめざすべき姿を実現するための運営のあり方を示すこととする。

2 鎌倉国宝館の基本理念

鎌倉国宝館は、主に中世を対象とした歴史・美術系博物館として、鎌倉市内ならびにその周辺に伝わる文化財の保存・継承、調査・研究、またその活用を通じて、市民（利用者）が、市の歴史・文化に親しみ、学ぶだけでなく、その収蔵品の重要性に鑑み、情報発信するなど日本文化の発展に寄与することを基本理念とする。

3 鎌倉国宝館の活動方針

2で掲げた基本理念の実現に向け、以下の方針により事業を実施する。

（鎌倉国宝館の機能）

（1）収集

- ・鎌倉に関する中世を中心とした様々な時代・分野の資料の収集に努める。

(2) 保存・管理

- ・適切な保存環境を維持し、収蔵品を良好な状態で保存・管理する。

(3) 調査・研究

歴史、美術史等の各分野において、収蔵資料に関する館内での調査・研究や、必要に応じて館外で調査・研究を実施するほか、教育普及活動を一層充実させるための学術的研究を進める。また、あわせて収蔵品の保存管理や展示環境等に関して、技術的な調査研究も進めることとする。

(4) 教育・普及

ア 展示

- ・本館展示場において、収蔵資料の中からテーマ毎に精選した資料を効果的に展示する。
- ・定期的な列品解説ならびに隨時実施する特別解説や、説明資料の配付により、来館者の学習活動を支援する。
- ・鎌倉の歴史や文化財にとって重要と考えられるテーマについて、各方面から資料を集めて展示する特別展や、他の博物館、民間事業者との共催展などにより、多彩な展示活動を実施する。

イ 教育

- ・鎌倉の歴史や文化財に関わる講演会・講習会、体験活動などを実施し、積極的に社会教育活動をする。
- ・学校の学習活動や家庭学習等を支援する活動のほか、各種機関等を支援する活動も実施する。

ウ 情報発信

- ・鎌倉国宝館の利用機会の拡大、調査研究の成果の普及のために、パンフレット、展示図録等を作成し、郷土理解の増進を図る。
- ・個人情報に配慮しながら、WEBなど様々な媒体を積極的に活用し、博物館活動への一層の理解の増進を図る。
- ・市民が郷土を理解する手助けをするとともに、郷土の歴史や文化を市外に広く発信する。

(鎌倉国宝館の管理)

(5) 管理運営

- ・運営方針を館職員で共有し、方針を意識しながら博物館活動を進める。

- ・目標の実現に向けた効率的な運営や施設改善を行う。
- ・来館者への安全・安心の提供に努めるとともに、来館者などの関心や視線に常に注意を向ける。

(6) 連携

- ・市内外の博物館等の社会教育施設、民間事業者等と積極的に連携・協力し、共催展を開催するなど、博物館としての総合力を高める。
- ・収蔵品の日本史的位置付けの重要性に鑑み、大学や他の博物館等との学術的な共同研究を推進する。
- ・市内の各種団体と連携し、市内各地の地域づくりに協力する。

(7) 施設管理

- ・来館者が安全・快適に利用できるよう、敷地内の施設・設備の整備と管理を行う。また老朽化に伴う経年劣化に注意を払い、問題個所は適切に対応するなど、良好な博物館環境の確保に努める。
- ・公共的な施設として、地震等の自然災害や火災等に備え、防災意識の向上と危機管理体制の強化を図る。
- ・多様な来館者に対応できるように、ユニバーサル・デザインに基づいた施設管理を目指す。

4 運営方針の進捗管理と取扱い

- ・各年度の具体的取組については、毎年度、内部で点検評価を行うとともに鎌倉国宝館協議会等から外部評価を受け、事業運営に反映するよう努めることとする。
- ・本運営方針は、関係法令ならびに上位計画の変更及びその趣旨との整合性を図ることとする。
- ・（仮称）鎌倉博物館の設立にかかわる方針策定にあたっては、再編統合等も視野に入れつつ、役割分担等について総合的に検討することとする。

付 則

この運営方針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。